



No. 1

## 随意契約理由書

1 . 案件名称

新たな地域コミュニティ支援事業

2 . 契約の相手方

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会

3 . 随意契約理由

事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識およびノウハウを持って内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、北区の課題に対する創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、平成 26 年度の事業者選定を企画競争方式（公募型プロポーザル方式）により実施し、その結果、当該事業者が選定された。

平成 27 年度の事業実施においても、質の高い業務の遂行が出来得る事業者への業務委託として継続することが必要であり、当該事業者は、外部有識者による 26 年度事業実績に対する中間評価において「継続契約が有効である」との評価を得たため。

4 . 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 . 担当部署

北区役所地域課地域担当（電話番号 06-6313-9948）

## 随意契約理由書

- 1 . 案件名称  
自転車利用適正化事業
- 2 . 契約の相手方  
特定非営利活動法人 Homedoor
- 3 . 随意契約理由  
北区における駅周辺には、放置自転車以外にも様々な問題が生じており、地域それぞれの特性を踏まえたうえで、課題とその改善方法について検討し、地域と一体となった取り組みが必要である。  
また、その業務については、高度な専門性と幅広い知識およびノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、北区の課題に対する創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型企画競争方式（企画提案コンペ）により実施し、その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
- 4 . 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 . 担当部署  
北区役所地域課地域担当（電話番号 06-6313-9948）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業
2. 契約の相手方  
社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会
3. 随意契約理由

本事業は、25年度から実施している「北区地域コミュニティビジネス推進事業」の生活支援サービスの仕組み(まちともサービス)を拡充・継続しつつ、専門人材の配置や新たな仕組み等を構築することによって、「複雑化・多様化・深刻化」する福祉課題の解決や、今後の地域包括ケアシステムに対応しうる基盤づくりと地域力を醸成し、真に住民が主体となる福祉コミュニティづくりを進めていくことをめざすものである。

具体的には、3つの柱から成り立っている。まず、保健・福祉・医療に関する専門的知識と経験を有するコミュニティ・ソーシャル・ワーカー(以下「CSW」という。)を概ね中学校区に1人(本事業3人+福祉局事業2人の計5人)配置し、CSWが支援困難事例等を地域福祉コーディネーターや関係機関、地域住民などと協働して解決していく「つながり・支えあい・助け合う」仕組みの再構築。次に、地域福祉コーディネーターを19地域全域に拡充することで、各地域の生活課題を早期に発見し、日常生活を通じた相談・支援が必要な住民に対し、支援の担い手となる住民が地域の切れ目のない支援体制を構築していくことにより、住民主体の福祉コミュニティづくりにつなげること。3つ目は、介護保険制度改正を見据え、生活支援サービスである「まちともサービス」を一層充実・強化していくために、引き続き、住民が担う有償ボランティア(27.2末現在124人)の養成や研修の実施である。

このように、本事業は、地域を基盤にした支援の取り組みであるので、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政と地域と連携し、地域とともに課題解決に取り組みことができる中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、

潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容も多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネーター、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

以上のことから、本事業を実施するにあたっては、社会福祉法 109 条第 2 項で「地域福祉の推進を目的とする団体」として準行政機関に位置づけられ、北区役所と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、地域課題解決のために地域住民や地域団体、社会福祉関係施設などの社会資源とのネットワークを有し、これまで、その社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつ唯一の団体である、社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会に業務委託することが妥当である。

4 . 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 . 担当部署

北区役所福祉課一般福祉・子育て支援担当(電話番号 06 - 6313 - 9857)

随意契約理由書

- 1 . 案件名称  
北区役所広報紙「わがまち北区」(平成 27 年 5 月号～平成 28 年 4 月号) 編集デザイン
- 2 . 契約の相手方  
株式会社いすず写真製版所
- 3 . 随意契約理由  
区役所広報紙の読者が北区に対する誇りや愛着を深めることができるよう、見やすく洗練された技術力を備えたデザイン業者を公募型企画コンペにより選定を行い、その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
- 4 . 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 . 担当部署  
北区役所総務課政策企画担当 (電話番号 06-6313-9474)

随意契約理由書

- 1 . 案件名称  
北区学習活動支援事業（芸術鑑賞事業）
- 2 . 契約の相手方  
株式会社如月舎
- 3 . 随意契約理由  
事業の実施にあたっては、小学校向け演劇鑑賞会に関する専門性と幅広い知識及びノウハウを持って内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、価格の多寡ではなく質の高い業務の遂行を図るうえで、申出者の課題に対する専門性や技術力等を適正に審査し、事業内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により実施し、その結果、選定会議により当該事業者が選定されたため。
- 4 . 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 . 担当部署  
北区役所地域課区民協働担当（電話番号 06-6313-9743）

随意契約理由書

- 1 . 案件名称  
区民まつり事業
- 2 . 契約の相手方  
一般財団法人大阪市コミュニティ協会
- 3 . 随意契約理由  
事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識及びノウハウを持って内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、北区の課題に対する専門性や技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により実施し、その結果、選定会議により当該事業者が選定されたため。
- 4 . 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 . 担当部署  
北区役所地域課地域担当（電話番号 06-6313-9948）